

公益財団法人山形県体育協会オリンピック特別活動支援金交付基準

1 目的

本会は、オリンピックをはじめとする国際競技大会において優秀な成績を収めるため、高校生や大学生及び成年選手に対し国際競技大会出場及び日本代表選考のため中央競技団体が定める国内外遠征合宿の参加にかかる自己負担経費を支援し、本県スポーツの発展と競技力の向上に資するため、この基準に基づき、予算の範囲内において支援金を交付する。

2 支援金交付対象者

JOC 又は中央競技団体が正規に派遣する日本代表として、オリンピック正式種目における国際競技大会や日本代表選考のための国内外遠征合宿（以下「国際競技大会等」という。）に選手として参加する次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 国民体育大会に出場するなど本県への貢献が認められる県内の中学生及び高校生
- (2) 国民体育大会に出場するなど本県への貢献が認められる県内の中学校又は高等学校を卒業した大学生及び企業に属していない成年選手

3 対象国際競技大会

- (1) オリンピック大会
- (2) アジア大会
- (3) ユニバーシアード大会
- (4) 世界選手権大会
- (5) ワールドカップ大会
- (6) ジュニア世界選手権大会
- (7) その他理事長が相当と認める国際大会

4 支援金の額

国際競技大会等への出場に要する自己負担経費の2分の1又は100,000円のいずれか低い額とする。

5 交付手続き

(1) 交付申請

支援金の交付を受けようとする県内競技団体長は、別記様式1又は出場者複数の場合は別記様式1-1の支援金交申請書に掲げる書類を添付して、国際競技大会開催14日前まで理事長に提出しなければならない。

(2) 交付決定

理事長は、支援金交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査を行い、支援金を交付すべきものと認めるときは、申請者に対し、交付決定を通知する。

6 実績報告

支援金の交付を受けた県内競技団体長は、国際競技大会等終了後1カ月以内に別記様式2又は複数の場合は別記様式2-1の支援金交付実績報告書に別記様式3又は複数の場合は別記様式3-1の領収書を添付して理事長に提出しなければならない。

7 運用

親善目的の大会及び著しく限定的なカテゴリーの大会は対象としない。

附 則

この基準は平成28年4月1日より施行する。